

一般社団法人日本イノベーションクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本イノベーションクラブと称する。

2 当法人の略称は、NIC（ニック）とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、グローバル化や産業の高度化及び多様化に伴い、異業種及び異分野の経営者やビジネスマン等による相互研鑽及び相互交流を図ることにより、新時代のビジネスモデルの創出及び新事業の創造を促進し、もって我が国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の自己研鑽、相互啓発、相互交流及び相互親睦に関する事業
- (2) グローバル社会における新たな価値創造の促進に関する事業
- (3) 経営革新を目指す企業経営幹部等を対象としたセミナー等を開催する事業
- (4) 個人及び企業の間における人材交流及びビジネスマッチングを促進する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、会員2名以上の推薦を受け、別に定める入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める額の会費を納付しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(資格喪失及び退会)

第8条 会員は、次の事由によって、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員は、退会届を代表理事に提出することにより、いつでも当法人を退会することができる。ただし、退会届は1か月以上前に提出することを要する。

3 会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反するような行為をした場合、又は会員としての義務に違反した場合、その他正当な事由がある場合には、会員総会の決議により除名することができる。

第4章 会員総会

(構成)

第9条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(権限)

第10条 会員総会は、本定款で定められた事項のほか、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 会員の除名
- (6) その他会員総会で決議するものとして法令で定められた事項

(招集)

第11条 会員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに各会員に対して発する。

(決議)

第12条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第13条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会の決議により議長を選出する。

(議事録)

第15条 会員総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席会員の中から選出された会員1名がこれに記名押印し、会員総会の日から10年間、主たる事務所に備置く。

第5章 役員

(役員の設置)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名又は2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第17条 役員は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、理事会において別に定めるところにより、その業務を統括して執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、退任後であっても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第21条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬は、会員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第23条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、予め理事会において定めた代表理事の職務を代行する理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 本定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散できる。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議によって定める。

第9章 雑則

(公告の方法)

第34条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(役員責任の免除)

第35条 理事又は監事の当法人に対する一般社団・財団法人法第111条第1項の規定に基づく損害賠償責任については、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法で定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(細則)

第36条 本定款の施行についての細則は、理事会の決議により別に定める。